

## 国税徴収法 試験問題

### 〔注意事項〕

1. 試験官の「始め」の合図があるまで、試験問題の内容は絶対に見てはいけません。
2. この試験の解答時間は、「始め」の合図があってから正味2時間です。
3. 試験時間終了前に受験を終了すること(途中退室)は認めません。
4. 「やめ」の合図があったら直ちにやめてください。
5. 試験問題及び計算用紙は提出する必要はありません。
6. 答案の作成には、必ず黒又は青のインキ(ボールペンを含む。以下同じ。)を用いてください。  
修正液又は修正テープの使用は認めます。鉛筆、赤のインキ、消せるボールペン等の修正可能な筆記具は用いてはいけません。
7. 答案用紙は無解答の場合も回収しますから、それぞれの答案用紙(第一問用及び第二問用)に受験地、受験番号を必ず記入してください。氏名その他符号等は一切記入してはいけません。
8. 解答は必ず答案用紙の所定の欄に明瞭に記載してください。  
なお、答案用紙及び計算用紙の再交付、追加交付はしません。
9. 問題文に指示しているものを除き、平成31年4月5日現在の施行法令等によって出題されています。
10. 試験問題の内容についての質問にはお答えしません。
11. この問題のページ数は、「H1～H3」です。
12. 計算用紙は、答案用紙とともに配付します。

〔第一問〕 — 40 点—

次の事項について、簡潔に説明しなさい。

- 1 交付要求と参加差押えの異同について
  - (1) 要件の異同
  - (2) 手続の異同
  - (3) 効果の異同
- 2 徴収職員における財産調査権限について

〔第二問〕 — 60 点—

次の設例において、滞納国税を徴収するため、国税徴収法上考えられる徴収方途について、その根拠を示して説明しなさい。なお、土日、祝日等は考慮する必要はない。また、徴収手続について説明する必要はない。

〔設例〕

- 1 建設業を営む株式会社甲は、平成 31 年 4 月 20 日現在、次の国税を滞納していた。
  - (1) 平成 29 年 9 月期法人税の確定申告分：300 万円  
(法定納期限：平成 29 年 11 月 30 日、確定申告書提出日：平成 29 年 11 月 30 日)
  - (2) 平成 28 年 9 月期消費税及び地方消費税の修正申告分：500 万円  
(法定納期限：平成 28 年 11 月 30 日、修正申告書提出日：平成 30 年 11 月 30 日)
  - (3) 平成 29 年 9 月期消費税及び地方消費税の修正申告分：1,700 万円  
(法定納期限：平成 29 年 11 月 30 日、修正申告書提出日：平成 30 年 11 月 30 日)
  - (4) 平成 30 年 9 月期消費税及び地方消費税の確定申告分：600 万円  
(法定納期限：平成 30 年 11 月 30 日、確定申告書提出日：平成 30 年 11 月 30 日)
- 2 X 税務署の徴収職員は、滞納国税を徴収するため、株式会社甲の財産調査を実施したところ、次の事実が判明した。
  - (1) 株式会社甲の発行株式は、全部で 100 株であり、代表取締役である A が 60 株、B (A の長男) が 30 株、C (A の弟) が 10 株を保有している。
  - (2) 株式会社甲は、平成 31 年 3 月 25 日付で解散登記を行っており、清算人には、A 及び C が就任している。
- 3 X 税務署の徴収職員は、平成 31 年 4 月 20 日、清算人である A と面接し、次の事実を把握した。
  - (1) 株式会社甲は、平成 31 年 3 月 15 日、株主総会を開催し、同日をもって解散することを決議し、清算人に A 及び C を選任した上で、同月 25 日、その旨の登記を行った。

なお、C は、清算人には就任したものの、財産の処分及び分配等には一切関与せず、A に一任していた。
  - (2) 清算人である A は、次のとおり、株式会社甲の清算手続を行っていた。
    - イ 平成 31 年 3 月 30 日、Z 銀行に預けていた定期預金 500 万円を解約し、分配金として、400 万円を A の預金口座へ、100 万円を B の預金口座へ振り込んだ。
    - ロ 平成 31 年 4 月 2 日、建設機械 3 台(帳簿価額：1,000 万円)を、200 万円の借入金債務を負っていた株式会社乙に対して譲渡し、債務清算後の 400 万円を受領し、分配金として、A 及び B の預金口座へそれぞれ 200 万円を振り込んだ。

なお、株式会社乙は、D (A の妻) が代表者を務め、D を判定の基礎として同族会社に該当する会社である。
    - ハ 平成 31 年 4 月 6 日、C に対する貸付金債権 100 万円について、債権放棄をした。

ニ 平成 31 年 4 月 13 日、取引先である株式会社丙に対する売掛金債権 300 万円の支払として、現金を受領し、E (A の長女) の預金口座へ振り込んだ。

なお、E は、A と同居しているものの、E 自身で生計を維持していると認められた。

4 X 税務署の徴収職員は、A との面接後、再度調査等を行ったところ、次の事実を把握した。

(1) 株式会社乙に譲渡した建設機械 3 台の譲渡時の時価は 1,500 万円であった。なお、株式会社乙は、建設機械 3 台の譲受けのために支払った費用等はなかった。

(2) 株式会社丁に対する未回収の売掛金 400 万円 (平成 31 年 2 月分、履行期限：平成 31 年 4 月 30 日。なお、当該売掛金には、譲渡禁止特約は付されていない。) を把握した。

ただし、株式会社丁は、平成 31 年 2 月 28 日、株式会社戊から、「登記事項証明書」を添付した債権譲渡契約書を受け取っていた。主な登記事項証明書の内容は次のとおりであった。

(譲渡人)：株式会社甲、(譲受人)：株式会社戊

(登記原因日付)：平成 30 年 10 月 25 日、(登記原因)：譲渡担保

(債権の総額)：10,000,000 円、(登記年月日時)：平成 30 年 10 月 28 日 11 時 10 分

(原債権者)：株式会社甲、(債務者)：株式会社丁

(契約年月日)：平成 30 年 10 月 25 日

(債権の発生年月日(始期))：平成 30 年 11 月 1 日

(債権の発生年月日(終期))：令和 3 年 10 月 31 日

(注) 上記、債権譲渡契約及び債権譲渡登記は有効なものとする。

(3) 清算手続により振り込んだ A、B 及び E の預金口座は、既に解約済みであった。

(4) その他、株式会社甲が所有する財産はなかった。